

# JS マイカーローン

平成28年2月1日現在

商 品 名	JS マイカーローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫の営業地区に居住又は勤務する個人の方</li> <li>・申込時満20歳以上65歳以下で、完済時満70歳以下の方</li> <li>・安定継続した収入がある方（年金受給者は可）</li> <li>※パート・アルバイトは不可</li> <li>・株式会社ジャックスの保証が得られる方</li> </ul>
資金使途	<p>申込人もしくはその配偶者及び子供が使用する車にかかる以下の費用</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自動車（オートバイ）購入資金</li> <li>② ①に付随するパーツ・オプション・カー用品購入・取付費用</li> <li>③ 車検・修理費用</li> <li>④ 運転免許取得費用</li> <li>⑤ 車庫設置費用</li> <li>⑥ マイカーローン借換資金（残価設定型ローンの残価部分の借換を含む）</li> </ol>
ご融資限度額	1,000万円以内（1万円単位）
ご利用期間	<p>6ヶ月以上 10年以内</p> <p>※但し、借換の場合は既に返済が終了している期間を含め8年以内</p>
ご融資利率	<p>年6.5%（保証料込）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイントサービス会員で最大2.5%金利引き下げ</li> <li>・SDカード（安全運転者カード）所有者の優遇金利 （水色：2年以上4.6%、銀色：4年以上4.5%、金色：10年以上4.4%）</li> <li>・ゴールド免許証に「優良」表示がある方は0.3%金利引き下げ</li> <li>・交通安全協会の会員証提示で0.1%金利引き下げ</li> </ul> <p>※各金利優遇サービスの重複はできません</p>
ご返済方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 元利均等割賦返済とし、ボーナス併用による返済も可能です 但し、ボーナス返済分はご融資金額の50%以内とし、6ヶ月毎の間隔とします</li> <li>② 元金返済の据置はありません</li> </ol>
保証人・担保	<p>原則として不要です</p> <p>但し、株式会社ジャックスの判断により連帯保証人が必要となる場合があります</p>

# JS マイカーローン

その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ご融資金は、購入先等へ振込とさせていただきますが、資金使途②に該当するものに関しては、30万円までは金庫の判断で振込をしなくても可とします</li><li>・融資金額 500 万円以下の場合は、所得証明書類は不要です</li></ul> <p>留意事項</p> <p>次のいずれかに該当するものは、本商品の対象になりません</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・個人間売買による購入費用</li><li>・支払先が、申込人またはその配偶者、親、子が営む法人・自営業</li><li>・支払済資金</li></ul>
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"><li>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部（9時～17時、電話：096-355-6112）にお申し出ください。</li><li>・紛争解決措置 熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</li></ul>